

国住指第3121号
平成19年11月19日

各位

国土交通省住宅局建築指導課長

防耐火関連の構造方法等の認定に関する実態調査について（依頼）

今般、不正な試験体による性能評価試験の受験及びそれに伴う不適切な構造方法及び建築材料（以下「構造方法等」という。）の建築基準法に基づく認定（以下「大臣認定」という。）が行われていたことが明らかとなりました。建築基準法に規定される性能を満足しない構造方法等が用いられていたことは、たいへん遺憾であり、断じてあってはならないことであります。また、大臣認定を受けた構造方法等に対する国民の不信・不安も高まっているところであります。

従って、このたび、すでに大臣認定を取得している防耐火関連のすべての構造方法等について、下記により調査を実施することとします。各位におかれては、国民の生命、健康及び財産の保護を目的とする建築基準法の適切な運用及び遵守を図るとともに、国民の不信・不安を払拭するため、協力をお願いいたします。

記

1. 対象となる構造方法又は建築材料
 - ・別紙のとおり
 - ・なお、別紙については、国土交通省において管理している台帳を基に作成したものです。が、もし内容に誤りや不足があれば、各位において補正・追加をお願いいたします。
2. 調査の日程
 - ・平成19年12月21日までに別記様式による報告書を提出してください。
3. 調査の概要等
 - ・本調査の目的は、すでに取得されている大臣認定について、不正な性能評価試験の受験の有無を確かめることはもちろん、大臣認定の仕様と異なる仕様での販売・施工の有無を網羅的に確かめることにあります。
 - ・本調査においては、上記の目的を踏まえ、以下の項目について、過去に受験した性能評価試験の記録の調査や同社担当者への聴取等を含めた調査をお願いします。
 - ① 不正な試験体による性能評価試験の受験の有無
 - ② 性能評価書の改ざんの有無
 - ③ 大臣認定を受けた仕様とは異なる仕様の構造方法等の販売等を行ったことの有無

なお、今後、本調査と併せて、大臣認定を受けている構造方法等の防耐火性能の有無を確かめるためにサンプル調査を実施する予定ですので、各位におかれては誠実な調査の実施及び報告書の作成をお願いします。

4. 報告書の提出先

- ・以下の宛先に郵送で提出してください。

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

国土交通省住宅局建築指導課 防火係（大臣認定調査担当）

5. 問い合わせ先

- ・代表番号：03-5253-8111（内線 39-538） 夜間直通：03-5253-8514